

## 鏡ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定書

高知県鏡ダム管理事務所（以下「甲」という。）と、高知市（以下「乙」という。）は、乙が鏡川周辺の住民に対して、甲が所管する放流警報設備（以下「警報設備」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合又は発生した場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備を利用し、支援を行うことを目的とするものである。

### （伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達する情報の内容は、鏡川周辺地域における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

### （費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1）洪水時に乙が行う住民等への緊急情報等の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることから、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- （2）伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合など、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

### （伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1）甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送。
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

### （警報設備の配置）

第5条 警報設備の配置は別図－1のとおりとし、所在は別表－1に示すとおりとする。

### （警報設備利用の制限）

第6条 甲がダム放流などにより警報設備等を使用する必要があると判断したときは、乙による警報設備等の利用を制限することができる。

2 乙は、原則として鏡川が洪水時の場合以外には、警報設備等を使用できない。

(情報伝達の責任)

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基づく警報設備等の利用が原因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責任を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

第10条 本協定を実施するため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

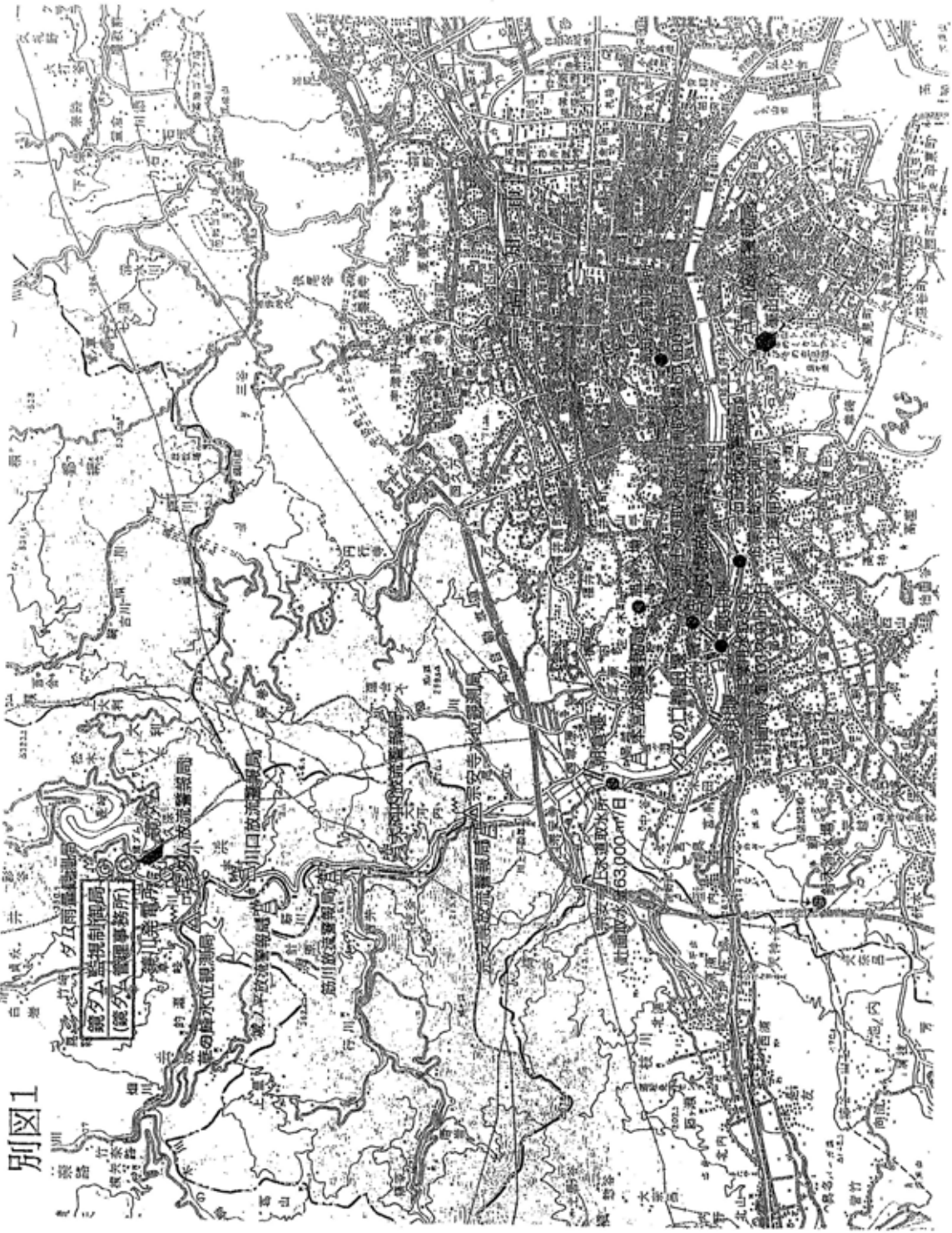
この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年 8月 1日

甲 高知県鏡ダム管理事務所長

乙 高知市長

別図1



別表－１

| 警報局の名称  | 警報局の所在          |
|---------|-----------------|
| 鏡ダム警報局  | 高知市鏡今井２５５２－１    |
| 川口警報局   | 高知市鏡小浜          |
| 城ノ平警報局  | 高知市針原３９３－２      |
| 大河内警報局  | 高知市鏡大河内         |
| 宗安寺警報局  | 高知市宗安寺字北能地谷     |
| 本宮警報局   | 高知市串田字松ヶ谷       |
| 筆山警報局   | 高知市小石木町         |
| 石立警報局   | 高知市石立町西藏白       |
| 廓中堰警報局  | 高知市本宮町２７７－１     |
| 筋川放流警報局 | 高知市鏡小浜字タキ山３４７－１ |